



2019年4月1日

各 位

会 社 名 株式会社丸千代山岡家
 代表者名 代表取締役社長 山岡 正
 (JASDAQ・コード3399)
 問合せ先 財務経理部長 太田 真介
 T E L 029-896-5800

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成31年4月1日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成31年4月25日開催予定の第26期定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

定款一部変更の件

1. 提案の理由

インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定の新設をし、現行定款第14条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

2. 日程

定時株主総会開催日 平成31年4月25日(木)
 効力発生日 平成31年4月25日(木)

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第13条 (条文省略) (新 設)	第1条～第13条 (現行どおり) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>
第14条～第42条 (条文省略)	第14条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に <u>関わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとすることができる。</u>
	第15条～第43条 (現行どおり)

以 上